

くらしのひろば

No.381 黄金の國、 (2018年秋号) いわて。

若者の消費者トラブル解決 まてふおん

岩手県立県民生活センターでは、若者の消費者トラブルを防止し解決をお手伝いするため、 弁護士に直接相談できる専用電話「まてふおん」を設置しています。

1 019-625-5250 原則每月2回 第 12:00-13:30

原則毎月2回 第1・第3木曜日

エステを中途解約したけどお金 が返金されない(;A;)

デートに誘われて行ってみたら アクセサリーを購入させられた (ToT)

アンケートに答えたら高額な契 約をさせられた… (> <)



いわて消費者トラブル防止啓発 キャラクター まてのすけ

困

-- 【成年年齢引下げ!!】

2022年4月に改正民法が施行され、成年年齢が18歳に引き下げられます。

成年年齢が引き下げられると、18歳・19歳は「未成年者取消権」の対象ではなくなり、 悪質な事業者のターゲットになるなど、若者の消費者被害が増加することが懸念されてい ます。

--【未成年者取消権とは?】-

未成年者が契約などの法律行為を行う際、法定代理人(通常は親権者)の同意を得ないで締結 した場合に契約を取り消すことができる制度のことです。

消費者トラブルに関する相談は

消費者ホットライン2188 (いや

最寄りの消費生活センターにつながります。

消費者庁 消費者ホットライン 188 イメージキャラクター イヤヤン



平成 29 年度岩手県における消費生活相談

平成 29 年度に岩手県及び県内市町村に寄せられた消費生活相談の件数は、次のとおりです。

過去5年間の相談件数の推移



「デジタルコンテンツ」に関する相談が 20 歳未満から 70 歳以上まで、すべての年代におい て、1位又は2位を占めるなど、最も多い相談になっています。また、はがきやメールによる架 空請求が急増しているほか、SNS 利用に関するトラブルも多くなっています。

--【はがきやメールによる架空請求に注意!】--

はがき

消費料金に関する

訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されて いた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履 行による民事訴訟として、訴状が提出されました事 をご通知致します。

管理番号(量) 裁判取り下げ最終期日を経て 訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が 全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与差 し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に **執行させていただきます**ので、裁判所執行官によ る執行証明書の交付をご承諾いただきます様お願 い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局に て承っておりますので、お気軽にお問合せ下さい。 尚、書面での通達となりますので、プライバシ一保 護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願 い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年10月

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター 東京都千代田区霞が関2丁目

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-

受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)

【架空請求はがき】

50歳から70歳代の女性へ多く届いています。 公的機関が法的手続きを取っているかのよう な通知をはがきで送ることはありません。

SMS (ショートメッセージサービス)

コンテンツ利用料金の精 算確認が取れません。本日 ご連絡なき場合には法的 手続きに移行致します。

(03-■■■

【架空請求メール】

アマゾン、ヤフーサポートセンタ ーなどの大手事業者をかたって いますが、実在する企業とは無関 係です。

これらは、架空請求はがき(メール)です。 このような内容のはがきやメールが届いても あわてて業者に連絡を取らないようにしまし ょう。身に覚えのない場合は無視しましょう。

--【SNS の広告や知り合いから消費者トラブルに!】

SNS で知り合った人から、投資ソフトのもうけ話を勧められ、借金して契約した。友人を勧誘すれば紹介料がもらえると言われたけど、簡単にはもう

SNS の広告からダイエット食品のお試しを 500 円で申し込んだら、最低4回購入が条件の定期購入だった。

からない。

SNS で知り合った人から誘われて、 出会い系サイトに登録したら高額な ポイント料を支払わされた。

SNS に表示された広告や、登録・掲載する情報についてよく確認しましょう。

SNS 上で知り合った相手の書き込み内容。 等は、全て鵜呑みにせず、おかしいなと思った ら、188(いやや)に電話しましょう。

用者同士が交流できるインターネ

※SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)とは、登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービスのことです。災害時における情報収集や安否確認の手段としても活用されています。

~シリーズ『消費者市民社会』のススメ®~ 「地球温暖化問題」を考える 「消費者市民社会」を実現するための行動 その七

地球温暖化の主な原因は二酸化炭素(CO2)と考えられています。CO2は物を燃やしたときに発生します。

200 年前、ヨーロッパで産業革命がおこりました。この産業革命により蒸気機関が発明され、製品製造の機械化が進み、生活が便利になりました。反面、蒸気機関の燃料として石炭が使われ、CO2 が大気中へ大量に放出されるようになりました。(現在は石油が主な燃料)この CO2が温室効果ガスの主成分です。これにより地球から熱の放出が妨げられ、地球は暖められている状態になっています。温暖化を防ぐためには、家庭から CO2の発生をおさえることも大切です。

【地球温暖化を防ぐ消費者としての努力】 ~家庭内ではじめられること~

ごみの削減…エコバック持参、食料の無駄をなくす、過剰な包装は断る リサイクル…紙やペットボトルの再利用

エコドライブ…無駄なアイドリングをしない、急発進・急加速をしない、エコカーへの買い換え 電化製品…エアコンの設定温度の確認、待機電力のストップ、省エネ製品への買い換え 地産地消…岩手県産のものを買う

電池の液漏れ、発熱、破裂に注意しましょう!

リモコン、懐中電灯、子供のおもちゃなど身近な製品に使われている電池は使い方を誤ると、 液漏れ、発熱、破裂などが起こり、火傷などの大きな事故につながります。次の点に注意して 使いましょう。

【電池による事故を防ぐには!】

- ・電池の向き(+と-)をよく確かめて正しく装填する
- ・銘柄が異なる電池や、古い電池と新しい電池を混合して使用しない
- ・機器使用後は必ずスイッチを切る
- ・使い切った電池はすぐに機器から外す
- ・長期間使用しない場合は電池を外しておく
- ・金属類と一緒に電池を持ち運んだり保管したりしない



電池から漏れた液に触れた場合は、すぐに大量の水で洗い流し、 医師の診察を受けましょう。

--【交通事故相談】

県民生活センターでは、交通事故相談員が交通事故に遭われた方のご相談をお受けしています。

- ・自賠責保険の賠償内容や請求の仕方を知りたい
- ・示談交渉の進め方を知りたい
- ・交通事故によるケガで後遺障害が残った際の賠償内容を知りたい
- ・赤信号で横断していた歩行者に衝突したときの過失の程度を知りたい

交通事故相談員が市町村に出向いて相談(事前予約制)もお受けしています。

開催日や会場は交通事故相談専用電話にお問合せ下さい。

交通事故相談専用 (019-624-2244 受付時間【平日】 9:00-17:30

--【多重債務弁護士無料相談】-----

借金の問題を抱えている方のために無料相談会(事前予約制)を、県内8か所で開催しています。 開催日や会場は消費生活相談専用電話にお問合せ下さい。

消費生活相談専用 (019-624-2209) 受付時間【平日】 9:00-17:30

【土日】10:00-16:00

岩手県立県民生活センター

〒020-0021

岩手県盛岡市中央通 3-10-2

TEL:019-624-2586(事務専用)

FAX:019-624-2790

E-mail:cb0001@pref.iwate.jp

※年末年始・祝日休み

岩手県立県民生活センター

検索